

米国訴訟の流れについて（４）

権 島 清 恵*

抄 録 全４回でお届けしている本シリーズの最終回の今回は、略式判決、公判、上訴、和解についてご説明します。特に、略式判決の目的とポイント、公判におけるトライアル前協議、陪審員の選択、証人尋問、判決から上訴要否の判断、そして、和解のタイミングについて取り上げて解説します。

目 次

1. はじめに
2. 略式判決とは
3. 公 判
 3. 1 トライアル前協議
 3. 2 陪審員の選択
 3. 3 証人尋問
4. 判決、上訴
5. 和 解
6. おわりに

1. はじめに

第３回ではディスカバリーの概要について説明しました。最終回の今回は、ディスカバリーに続く、略式判決、公判、和解についてご説明します。

2. 略式判決とは

略式判決の申立て（motion for summary judgment）とは、公判を行うことなく訴訟の全体または一部についての裁判所の判断を得るためのもので、非常によく用いられる申立てです。より具体的には、申立人とその相手方との主張の間で、重要な事実に関して争点が存在しない場合、相手方が求める救済や抗弁は根拠を欠くものとして、略式判決を要求することがで

きます¹⁾。

ここでポイントとなるのは、「重要な事実に関して争いが無い」こと、すなわち、訴訟に関する重大な事実の認定について、両当事者間で争いが無いことです。例えば、特許権者である被告に対して、特許技術が米国内において第三者によって使用されていたという事実を基に原告が特許無効を主張していたとします。ディスカバリーの結果、その第三者が使用した技術の内容や使用日について、原告、被告の見解に相違がない場合、その使用により特許が無効になるか否かという法律的結論は、事実の認定に基づいて自ずと導き出されます。従って、事実の認定に関して当事者間に争いが無い場合、略式判決の申立てをすることにより、公判における争点を絞る、または訴訟そのものを終結させることができるわけです。

略式判決の申立人は、ディスカバリーで取得した文書や、専門家から得られた供述書などを証拠として提出し、事実に関する争いのないことを立証しなければなりません。一方、相手方当事者は、略式判決を回避するため、申立人が提出した証拠が事実に関する争いが無いことを示すに十分ではないこと、または重大な事実に関する争いが

* モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所
米国弁護士 Kiyoe KABASHIMA

あることを示す必要があります。

裁判所は、略式判決の決定にあたり、重大な事実の認定に関して疑いがある場合、申立人に不利なように、すなわち当事者間で事実認定に争いがあるように事実を解釈して決定を下します。裁判所は、たとえ略式判決の申立てを認めない場合でも、どの事実に関して争いがないかを決定することができます²⁾。略式判決時に裁判所が下した決定は、後の公判において拘束力を持ちます。

民事訴訟規則上では、原告は、訴訟開始後20日後または相手方が略式判決の申立てを送達した後であればいつでも略式判決の申立てをすることができ、一方、被告は、いつでも略式判決の申立てをすることができます³⁾。しかし、略式判決は事実認定に基づく決定であるため、現実的には、ディスカバリーが進んでいない段階で略式判決が認められることは稀です。

実際、略式判決の申立ては、被告が提出することがしばしばです。何故なら、訴訟における請求の立証責任は基本的に原告にあるので、被告はディスカバリー終了後、原告が請求の要素を立証することができないことを示しさえすれば、略式判決を得られるためです。略式判決を得ることによって、被告は公判を回避、または公判における争点を絞ることができます。

一方、原告が略式判決を得るためには、かなり強い証拠を示す必要があります。したがって、原告にとってはむしろ、ディスカバリーで得た証拠が略式判決の結果に縛られないよう、流動的な主張・請求を揃えておく方が得策であることが多々あります。

3. 公 判

3.1 トライアル前協議

公判の開始前、裁判所は、裁判官とのトライアル前協議 (pretrial conference) に参加する

よう、訴訟当事者に要請することができます⁴⁾。トライアル前協議とは、裁判所の命令 (order) にはつながらない非公式協議を裁判官ともつことができる場であり、ディスカバリーの日程設定や和解の可能性の模索、申立てに関する議論、訴訟中の主張の説明や、陪審員候補への質問に関する問題、訴訟中に用いる証拠に関する問題など、さまざまな内容の協議が行われます。連邦地裁はそれぞれトライアル前協議に関するローカル規則を持っており、中には独自のローカル規則を設定している裁判官もいます。

通常、最初のトライアル前協議は、訴訟開始後すぐに行われ、訴訟の日程を定めるために使われます。裁判官は、協議の結果、スケジュール命令 (scheduling order) を出します⁵⁾。

その後のトライアル前協議では、上記のように、公判における争点を簡素化し、不意打ちを未然に防止するため、さまざまな内容について議論します。たとえば、重要な証拠となるはずだった文書や専門家証人が公判では許容されないという判断がトライアル前協議でなされた場合など、内容によっては、トライアル前協議での決定が和解や略式判決につながることもあります。

最後のトライアル前協議は、公判中のスケジュールなどについて議論するため、公判にできるだけ近い日に行うべきとされています⁶⁾。全てのトライアル前協議が終わると、裁判所はこれまでの協議における決定事項を列記したトライアル前命令 (pretrial order) を出すことになっています。この命令は、公判の進行予定や公判中提示される証人、証拠物件のリストを含み、以降の公判において拘束力を持ちます。トライアル前命令で言及されなかった争点が公判中初めて提起された場合、そのような争点の審理を拒否する裁判官も多いため、トライアル前協議中の議論には戦略的な考慮が必要です。

3. 2 陪審員の選択

連邦裁判所における裁判の場合、原告は、裁判官ではなく、陪審員による裁判 (jury trial) を受ける権利を有しています。原告が陪審員による裁判を要求した場合、無作為に抽出された陪審員候補の中から、実際に審理を行う陪審員を6人から12人選びます。陪審員の選定にあたっては、裁判官または訴訟当事者の弁護士が予備尋問 (voir dire) を行います⁷⁾。連邦裁判所の場合、裁判官が最初に訴訟の概要、当事者、争点を解説し、その後、裁判官が基本的な質問を行うという形で予備尋問が開始されることが多いです。その後の質問を弁護士に任せるかどうかは裁判官によります。

予備尋問は、どの陪審員候補がこちらの主張に共感してくれそうかを探り出すことを目的とします。特許訴訟のように内容が複雑である場合、高学歴の陪審員や、理系の陪審員が望ましいと考える場合もあるでしょう。さらに予備尋問は、陪審員と初めて会う場でもあるため、訴訟の内容を理解してもらい、よい第一印象を与える機会であるともいえます。

陪審員を選ぶ際には、まず裁判官が忌避理由のある者を陪審員候補から取り除き (これを理由付忌避 (challenge for cause) といいます)、その後、原告、被告がそれぞれ自らの主張に賛同してもらえなそうな候補を取り除きます (これを理由不要の忌避 (peremptory challenge) といいます)。理由付忌避は、無制限に可能ですが、陪審員候補が、個人的関係や金銭面でいずれかの当事者と関係を有している場合や、「日本企業嫌い」のような偏見を持っている場合など、陪審員として公平な判断をすることができないことが明らかである場合に限られます。一方、理由不要の忌避は、原告、被告にそれぞれ3回ずつ認められます⁸⁾。理由不要の忌避の場合、忌避理由を説明する必要はありません。

んが、人種、性別に基づく忌避は許されず、相手方が差別的な理由による忌避をしている場合、異議を申し立てることができます。

陪審員の選択にあたっては、陪審員候補が何らかの偏見をもっていても、その候補が自分の偏見について簡単に認めるとは限りません。そこで裁判官は、陪審員候補が偏見のために公平な判断をすることができないか否かを、アンケートなどの追加質問などによって判定します。

3. 3 証人尋問

(1) 事実証人と専門家証人

上述の通り、公判で証言する証人は、トリアル前命令に列挙されています。証人となるには、特別な能力や資格など必要ありませんが、「質問に対して直接または通訳を通して、理解可能な回答をする」ことができない者、または真実を語るという証人の義務を理解できない者は、証人適格なしとされています。

証人には、訴訟に関連する事実について自らの知識に基づき証言する事実証人 (lay witness) と、訴訟に関連した特定の主題の専門家証人 (expert witness) とがあります。事実証人は、自らの個人的知識、経験に基づいてのみ証言をすることができ、自分の意見などを述べることはできません。しかし、例外として、例えば交通事故をおこした車の目撃者として証言している事実証人が、「事故当時の道路状況から考えて、事故車がスピードを出しすぎていたか」など、証人の能力の範囲内と考えられる事項に関して、意見の表明を許されることはあります。

これに対し、専門家証人となれるのは、裁判所が事前に専門家と判断した証人のみです。専門家証人は、個人的経験に基づかなくとも、専門家とみなされた主題に関しては自らの意見を述べるすることができます。

事実証人も、専門家証人も、公判で実際に証言台に立つ前にいろいろ準備をする必要があります。事実証人は、公判で質問され得るすべての事項、文書等につき、熟知しておく必要があります。準備中、記憶を喚起するために文書等を見たりすることがありますが、この場合、相手方弁護士は証人が見た文書を検証及び反対尋問し、公判の証拠とすることができます⁹⁾。

反対尋問中、相手方弁護士が、「あなたは今回の証言に際し、あなたの弁護士からどのようなアドバイスやトレーニングを受けましたか」という質問をしたとします。この場合証人は、本公判のために弁護士とした会話の内容については、弁護士・依頼人間秘匿特権があるため、応える必要はありません。一方、同様のトレーニングが、弁護士の関与なく社内で行われた場合、相手方弁護士はその社内トレーニングについて尋問することができ、また証人はそれに応えなければなりませんので、注意が必要です。

専門家証人の場合も、注意すべき事項は事実証人と基本的に同じです。専門家証人の場合はさらに、訴訟の事実以外の経験や情報に基づいて証言ができるため、証人が専門家としての意見を形成するにあたって依拠した文書、テスト結果等は、相手方から要請されれば開示しなければなりません。このため、専門家に弁護士による訴訟の分析等を見せたり、戦略会議に専門家を参加させてしまうと、その内容が相手方に開示される可能性があるため、訴訟準備のコンサルタントとしての専門家と公判で証言する専門家とを別々に用意する必要がでてくる場合があります。

(2) 主尋問と反対尋問

証人による証言は、証人を出す側の弁護士による主尋問 (direct examination)、相手方の弁護士による反対尋問 (cross examination)、さらに主尋問側の弁護士による再主尋問 (redi-

rect examination) という順番で行われます。

主尋問では通常、「誰が」、「いつ」、「どこで」、「何を」、「どのように」、「なぜ」で始まるオープンな質問しかすることができません。特に、証人に応えを暗示する誘導尋問 (leading question) (たとえば、「このメモを書いたのはあなたですか?」) は不適切であり、主尋問で誘導尋問を行うと、異議の対象となります¹⁰⁾。また、複合的質問 (compound question) (一つの文章に複数の質問が含まれている形式の質問) や、表現が理解しにくい質問、漠然としていて答えが説明調になってしまうような質問も、異議の対象になります。

専門家証人の主尋問の場合は、その証人の専門家としての資格や、本訴訟の事実を検討するにあたって何をしたかについて、特に質問されがちです。専門家証言に対しては、「証人には意見を述べる資格がない」、「証言が関連分野で受け入れられていない技術や理論に基づく」、「証言が不当な偏見を招く可能性がある」、「陪審を誤解させる」、等の異議が申し立てられます。

反対尋問は通常、主尋問の後に行われ、その内容は、主尋問での証言の内容と、証人の信憑性に関する問題とに限定されます。反対尋問では誘導尋問が認められ、訴訟戦略的にも、証人に「イエス」、「ノー」で答えさせ、説明の機会を与えないようにするのが望ましいとされています。

また、反対尋問では、証人の偏見や動機、利害関係に関する質問をしたり、証人の知覚、記憶を疑問視したりすることにより、証人の信憑性を覆し、証人を弾劾 (impeach) することができます。特に、過去のデポジションにおいて矛盾した供述があった場合、その供述を読み上げるのは、効果的な弾劾の方法です。同様に、たとえば証人が以前デポジションで同じ主題に関する質問を受けた際、回答から重要な事実が抜けていたにも拘らず、その重要事実について

公判中に言及した場合も、その旨を持ち出すことによって証人の信憑性を覆すことができます。

4. 判決, 上訴

判決が下されるプロセスは、非陪審裁判（すなわち裁判官による裁判）か、陪審員裁判かによって若干異なります。非陪審裁判の場合は、裁判官が自身の判断のもとに判決を下すだけで、陪審裁判の場合、陪審員がまず評決を出し、それを受けて裁判官が判決を言い渡すという形になります。

陪審員による評決の際に、どれほどの多数決採決とするか（つまり、全員一致を要求するか、過半数のみでよしとするか）を当事者間で合意することができます。当事者間の合意がなければ、連邦裁判所では全員一致の評決が必要とされますが、州裁判所ではその限りではありません。全員一致評決が必要とされるのにも拘らず陪審員の意見が一致しない場合、「合意不能 (hung jury)」としてトライアルはやり直しになります。

判決がでることにより、勝訴判決を得た原告は本訴訟の被告に対し、以後同一請求の再訴をすることはできなくなり、同様に、勝訴した被告が本件の原告から同一の請求について再訴されることもなくなります。また、ある当事者に対して、ある争点に関する判決が一度下されると、その当事者は以後、別の法手続きでその争点を争うことができなくなります。したがって、たとえばある特許権者に対してその特許がXX文献により無効、という判決がでたとします。すると、その特許権者は以降、別の法手続きの場であってもその特許のXX文献に比しての有効性を主張することはできなくなります。

勝訴した訴訟当事者には原則として、提訴手数料や証人の費用¹¹⁾、記録作成費用等が償還されます。連邦地裁のローカル規則によっては、

通訳費用や添付物作成費用等も償還の対象となります。しかし一般に、償還可能な費用は訴訟総費用のごく一部です。訴訟費用の大部分を占める弁護士報酬は、通常、連邦裁判所における訴訟では償還が認められません。

一般の連邦訴訟では、判決後10日間は、判決が執行されることはありませんが、差し止め請求、特許侵害訴訟の経理処理に関する判決の場合、上記の執行停止は適用されません¹²⁾。判決が上訴され上訴供託金¹³⁾が提出された場合でも、差し止め請求及び特許侵害訴訟の経理処理の場合、自動的に執行が停止されるわけではなく、特に差し止め命令は、裁判所の裁量で停止、修正、復活され得ます¹⁴⁾。

上訴通知は、判決日から30日以内に提出することになっています¹⁵⁾。通常の連邦民事訴訟であれば、連邦地裁の所在地によって上訴を行うべき巡回控訴裁判所が決まりますが、特許訴訟の場合、管轄が連邦巡回区控訴裁判所と決まっています。

上訴裁判所は、事実審ではありませんので、事実に関する争点については、連邦地裁の事実認定にほぼ従います。例外は、地裁の事実認定が「明らかに誤りである (clearly erroneous)」ときのみで、その場合には地裁の認定が破棄されます。一方、地裁の法的判断については、上訴裁判所は白紙の状態での判断 (de novo review) しておきます。しかし、最終的に控訴審で原判決が覆されるのは、地裁の判決の誤りが有害であると判断されるときのみであり、上訴で原判決を覆すのは、現実的にはかなり難しいです。

5. 和 解

一般に、米国におけるビジネス訴訟のほとんどは和解により解決されるといわれています。和解が好まれる理由はさまざまですが、一般的には敗訴のリスク及び訴訟費用の追加負担の回避があげられます。また、訴訟を継続すること

による不確実性がビジネスに与える影響（顧客が不透明性を嫌って逃げることへの懸念、株価への影響など）が考えられます。和解契約は公開されませんので、秘密裏に紛争を解決できるという魅力もあるでしょう。

和解は、訴訟継続中、訴訟提起前から公判終了後、上訴継続中まで、いつでも起こりえます。考慮されるのは、勝算がどれくらいあるかのアセスメントと、訴訟を継続することによるリスクです。訴訟が進み、ディスカバリーの終了、トライアル前申立ての判決、さらには公判、と訴訟を進めていくと、相手方及び自分の主張の強み、弱みが自ずとわかってくるため、勝算がどの程度あるかが次第に明らかになってきます。その結果、訴訟の経過の節目毎に、和解をすべきか否かを検討することになるわけです。

なお、連邦証拠規則（Federal Rules of Evidence；FRE）の規定により、和解交渉中の発言や申し出は、公判において、請求の責任や無効性、請求額の根拠の証拠としては用いられないことになっています¹⁶⁾。しかし、和解交渉中に得た事実を相手方がディスカバリーまたは独自の調査により探し出した場合は、和解交渉中に開示された事実であっても、公判で証拠として利用することができます。

連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure：FRCP）や、州の類似の規則は、和解を促すような規則を含んでおり、たとえばFRCP 68では、和解の申し出を相手方が断り、最終的に判決に至った場合、もし判決の内容が和解の条件より、和解を断った側にとって有利でなければ、和解を断った当事者は該和解申し出後に発生した費用を支払わなければなりません。ここでいう費用には、裁判所費用、速記録

料、コピー費用が含まれます。これらの費用は、弁護士報酬ほどではないにせよ、ビジネス訴訟では多額になりがちですので、和解を促すインセンティブとなりうるわけです。

6. おわりに

日本企業の多くが国外で活躍する昨今、日本企業が米国特許訴訟に参加する事案は格段に増えてきています。今回、4回のシリーズで、米国特許訴訟の流れについて簡単に説明しました。紙面の関係で、細かい内容は割愛させていただきましたが、本稿が企業実務者の皆様の一助となれば幸いです。

注 記

- 1) FRCP 56 (c)
- 2) FRCP 56 (d)
- 3) FRCP 56 (a), (b)
- 4) FRCP 16 (a)
- 5) FRCP 16 (b)
- 6) FRCP 16 (e)
- 7) FRCP 47 (a)
- 8) 28 U.S.C. 1870
- 9) 連邦証拠規則（Federal Rules of Evidence：FRE）612
- 10) 質問の内容が訴訟の内容と関係ない背景的情報等である場合、証人を落ち着かせるため主尋問の冒頭で誘導尋問の形式で質問をすることは許されている。
- 11) 専門家証人やコンサルタント費用を除く。
- 12) FRCP 62 (a)
- 13) 下級審での判決で命じられた、損害賠償等の支払いを保障するための保障金。
- 14) FRCP 62 (c), (d)
- 15) 連邦上訴手続規則（Federal Rules of Appellate Procedure：FRAP）4 (a) (1)
- 16) FRE 408

（原稿受領日 2009年9月25日）